

植物防疫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十年四月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第六十七号

内閣は、植物防疫法施行令等の一部を改正する政令(内閣は、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十五条第二項、農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十六条の二及び森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第九十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(植物防疫法施行令の一部改正)

第一条 植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三割」を「四割」に改め、同条第四号中「三割」を「二割」に改める。

(農業改良助長法施行令の一部改正)

第二条 農業改良助長法施行令(昭和二十七年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「三割」を「四割」に改め、同条第四号中「三割」を「二割」に改める。

(森林法施行令の一部改正)

第三条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「三割」を「四割」に改め、同条第四号中「三割」を「二割」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 島村 宜伸
内閣総理大臣 橋本龍太郎